

平成 30 年度
子ども療養支援士
養成コース受講生
募集要項

- 出願には、本募集要項の後部に付属する出願書類を使用して下さい。
- 本募集要項に関する質問を含め、応募に関する問い合わせには一切お答えできません。本募集要項をよく読んで応募して下さい。
- 養成コースの内容等については、下記ホームページも参照して下さい。

特定非営利活動法人
子ども療養支援協会
Japanese Association for Child Care Support

<http://kodomoryoyoshien.jp>

【目次】

I	「子ども療養支援協会」設立趣意書	1 P
II	アドミッションポリシー	2 P
III	子ども療養支援士養成コースの概要	3 P
IV	募集要項	5 P
1	出願書類	
2	募集人員	
3	出願書類	
4	受験検定料	
5	願書受付期間	
6	出願手続	
7	選考方法	
8	第2次選考の試験日時及び試験場	
9	選考結果の通知	
10	受講開始時期	
11	受講手続の際に納付する経費等	
12	注意事項	
13	問い合わせについて	
	出願書類	
■	受講願書	9 P
■	履歴書(1)	10P
■	履歴書(2)	11P
■	受験検定料振込み控え	12P

I 「子ども療養支援協会」設立趣意書

近年、我が国において、子どもの健全な心身の成長発達と幸福を考えるときに、「子どもの人権」の重要性が広く認識されるようになってきた。しかし、子どもの人権が守られているとはまだまだ言えない現状もあるのではないだろうか。

特に療養生活を送る子どもの人権はどうだろうか。入院生活において親に付き添って貰える権利、遊びと教育に参加する権利、子どもなりに病状や治療を理解し医療に主体的に参加する権利などが制約を受けてはいないだろうか。病気や障がいがあっても、子どもらしくのびのびと生活できるように子どもを支えていくために、遊びや精神的サポートを通して関わることに特化した専門家が不可欠であり、この専門家に対する需要は拡大してきていると思われる。

すでに米国ではチャイルド・ライフ・スペシャリスト（Child Life Specialist 以下 CLS）、英国ではホスピタル・プレイ・スペシャリスト（Hospital Play Specialist 以下 HPS）がおり、それらの専門職には、教育制度と認定制度が確立され、学会組織も整備されている。現在のわが国には、外国で専門教育とトレーニングを受けてきた CLS、HPS が存在し、国内の病院等で働いているが、その数は総勢二十数名であり、療養している子ども達すべてを支援するには到底足りていないのが現状である。

そのような中で、「このような専門家の知識、技能の重要性を再認識する必要があるのではないか」という意見や「このような専門家による一定レベルの支援を療養する子どもたちのために広めたい」という要望が、全国の患者家族や医療関係者から多数寄せられるようになった。このような専門家の育成は、今こそ取り組まなければならない課題であると思われる。

そのためには、CLS、HPS がそれぞれの国に持っているような教育制度や認定制度を基に、療養生活を送る子どもの心理社会的支援を行うことに特化した専門家の養成制度を、我が国においても整備すべきではないかと考える。日本の文化・社会に沿った考え方と方法に従い教育・養成制度を整え、より専門性の高い人材の育成に取り組みたいと思う。

我が国におけるこの職種を、「子ども療養支援士」とし、同時に「子どもの療養支援協会」を立ち上げる。

たとえ病気や障がいがあっても幸福に生きることができる社会の実現に向けて、それを心理社会的にサポートする専門家の育成に向けて関係者の努力を集結すべきである。「子どもの人権の尊重」を日本社会に広く浸透させることを究極の目標としつつ、医師、看護師、医療保育専門士、心理士、教師などの多くの専門家との協働のもとに、まずは病気や障がいを持ち療養している子ども達の人権の遵守を浸透させるべく、ここにその第一歩を踏み出す事を決意する。

2010年12月

II アドミッションポリシー

次の資質と問題意識を持つ人を求めて受講者選考を行う。

- 療養生活を送る子どもとその家族に対する専門的な支援を通じて子どもの人権を守る意欲を有していること。
- 受講後は子ども療養支援士として働くことを希望し、その機会を得るために自ら努力する意欲と行動力を有していること。
- 専門職として現場において地道に活動するとともに、新しい職種である子ども療養支援士とその理念を社会に伝える意欲を有していること。
- 多職種の役割を理解し、協働することの大切さを理解する資質を有していること。
- 柔軟な発想力、基本的なコミュニケーション能力、幅広い教養を有していること。
- 子どもの立場に立ち切れること。

Ⅲ 子ども療養支援士養成コースの概要

子ども療養支援士養成コースは約 170 時間の講義に加え、CLS、HPS、子ども療養支援士の働く病院で最低 700 時間以上の実習が必須となっており、上記課程を履修終了後、一定基準以上の評価が得られた者を「子ども療養支援士」として資格認定を行うものとする。

1 講義

■ 日程

前期：平成 30 年 4 月中旬から約 2 週間（各日も原則として午前 10 時～午後 5 時）

後期：平成 30 年 9 月中旬から約 2 週間（同上）

■ 場所：東京都内

■ 内容（※）

1. オリエンテーション
2. 子ども療養支援概論
3. 子ども療養支援各論
 - (ア) プレパレーション
 - (イ) ディストラクション
 - (ウ) 治癒的遊び
 - (エ) ストレスコーピング
 - (オ) 家族支援
 - (カ) グリーフケア
 - (キ) 療養環境（おもちゃなどを含む）
 - (ク) 研究方法
 - (ケ) リスクマネジメント
 - (コ) プログラムの運営・管理
4. 臨床心理学
 - ・発達心理学
 - ・家族心理学
5. 特別支援教育
6. 医療情報（子どもにみられる疾病、医学用語、病院システムなど）
7. 多職種連携（看護師、保育士、社会福祉士、ボランティアなど）
8. 子どもの権利と医療
9. 子ども療養支援士の使命と展望

（※）講義内容は予定であり、変更することがあります。

2 マンスリーセッション

- 内容：Problem based learning を通じたケーススタディ、ロールプレイなど
- 回数：4～6回
- 場所：東京、大阪ほか
- 担当者：教育委員

3 実習

- 実習施設：茨城県立こども病院、東京大学医学部附属病院、国立がん研究センター中央病院、横須賀市立うわまち病院、静岡県立こども病院、大阪母子医療センター、大阪市立総合医療センター ほか
- 実習時間：700 時間以上

<実習のねらい>

- 人間の成長と発達、家族のダイナミクス、文化的背景に関する理論的根拠に基づいて、子どもや家族のニーズをとらえて分析し、子どもや家族とコミュニケーションを取る能力を習得する。
- 新生児から青少年期にいたるあらゆる年齢層の子どもについて、個人またはグループで安全に治癒的遊びができる環境を提供する能力を習得する。
- 子どもとその家族が、入院や、親子分離、罹患、死との直面などから生じるストレス状態にあるとき、ストレス軽減に向けた支援を行う能力を習得する。(ストレスコーピング・プレパレーション・ディストラクション・グリーフケア・家族支援・兄弟姉妹支援)
- 多職種の役割を理解すると共に、多職種に子ども療養支援士の専門職としての役割を具体的に説明し、子ども療養支援士の活動を小児医療の一環として組み入れることを学ぶ。
- 子ども療養支援士の専門職としての役割、および小児医療における心理社会的問題について第三者に説明し、伝える能力を習得する。
- ボランティア等を監督し、支援する能力を習得する。
- 子ども療養支援士の活動を評価する能力を習得する。

<注意事項>

- 実習地の希望を取るが、希望に添えない場合がある。
- 実習は複数の実習施設で行う場合があり、その場合は実習期間中に転居を要することがある。
- 実習地への赴任旅費、実習中の滞在費、見学実習の際の旅費・滞在費及び見学先に支払う料金は自己負担となる。

IV 募集要項

1 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学士以上（見込者を含む）
- ② 子どもに直接関わる職業に従事した経験が3年以上ある者
- ③ 医療機関で子どもに直接関わる職業に従事した経験がある者

- ①に該当することは、卒業（見込）証明書または独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与（見込）証明書により確認する。
- ②③に該当することは、履歴書及び推薦状その他の出願書類によって当協会が認定する。
- 出願資格を有しないときは、失格となる。

2 募集人員

4名程度

3 出願書類

1	受講願書	本募集要項付属の用紙に、所定事項をもれなく記入すること。
2	履歴書(1)(2)	本募集要項付属の用紙に、所定事項をもれなく記入の上、履歴書(1)に写真を貼ること。
3	受験検定料振込み控え	本募集要項付属の用紙に、所定事項を記入のうえ、銀行振込み控えを貼付して提出すること。
4	卒業（見込）証明書	最終出身学校等が発行したもの。
5	学位授与（見込）証明書	大学卒業者・大学院修了者ではないが、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与（見込）され、出願資格①により出願しようとする者は提出すること。
6	推薦状	出身校、職場等から合計で2通。書式の指定なし。字数制限なし。推薦者の氏名、所属を明記すること。子ども療養支援協会の役員、委員及び顧問の推薦状は不可とする。
7	小論文	後記7(1)に記載されたテーマで小論文を書いて提出すること。原稿用紙、ワープロのいずれを使用してもよい。ただし、用紙はA4判とすること（厳守）。
8	受験票返送用封筒	市販の封筒（大きさ：長形3号120mm×235mm）の表に氏名・住所及び郵便番号を明記し、郵便切手（92円）を貼ること。

4 受験検定料

受験検定料 30,000 円

- (1) 受験検定料を願書提出時まで、下記の指定口座へ振り込むこと。

銀行名：みずほ銀行 本郷支店

口座番号：(普) 2813671

口座名：「子ども療養支援協会」

- 振込み手数料は出願者が負担すること
- 一度納入された検定料は理由を問わず返金しない。ただし、出願資格を有しないために失格となった場合に限り、返金のために必要な費用を控除した残額を返金することがある。
- 振込み名は、出願者と同一にすること。

- (2) 本募集要項付属の「受験検定料振込み控え」に必要事項を記入し、銀行振込み控えを貼付して提出すること。送付された銀行振込み控えは返却しないので、必要であればコピーをとっておくこと。

5 願書受付期間

平成 29 年 11 月 16 日 (木) から平成 29 年 12 月 20 日 (水) まで (必着)

6 出願手続

出願者は、前記 3 の出願書類一式を順番に揃え、願書受付期間 (必着) に子ども療養支援協会宇都宮事務所に郵送すること。

(宛先)

特定非営利活動法人子ども療養支援協会宇都宮事務所

〒320-0811 宇都宮市大通り 2 丁目 3 番 1 号 井門宇都宮ビル 2 階 のぞみ法律事務所内

- 出願書類はホッチキスで綴じたりしないこと。ただし、あらかじめ綴じられている書類 (証明書等) については、そのまま提出すること。
- 郵便は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「子ども療養支援協会 受講願書」と朱書きすること。
- 持参による出願は受け付けない。必ず郵便を使用すること。

7 選抜方法

選考は 2 次に分けて行う。第 2 次選考は、第 1 次選考に合格した者に対してのみ行う。

- (1) 第 1 次選考 書類選考および小論文

小論文のテーマ：子ども療養支援士になって、「是非、これをしたい」ということを 3 つ上げ、具体的に内容を説明してください。

1000 字～2000 字で述べなさい。

(2) 第2次選考 面接（グループ・個別）及び適正検査

- 第1次選考に合格した者に対してのみ行う。
- 第1次選考の結果通知とともに、第1次選考合格者には第2次選考の受験票及び注意事項を送付する。
- 第2次選考を受ける者は、受験票を携行すること。

8 第2次選考 試験日時および試験場

年 月 日	時 間	試 験	試 験 場
平成30年1月20日(土)	9:00～ (別途指定する)	小論文、面接（グループ・個別）、適性検査	文京区民センター

- 試験場の場所は予定であり、変更することがあります。

9 選考結果の通知

	選考日	通 知 方 法
第1次選考	平成30年1月4日(木)	平成30年1月10日ころまでに書面（郵送）により通知する。なお、選考結果に関する電話等での問い合わせは一切応じない。（※1）
第2次選考	平成30年1月20日(土)	平成30年1月26日ころまでに書面（郵送）郵送により通知する。なお、選考結果に関する電話等での問い合わせは一切応じない。（※2）

- （※1）平成30年1月11日を過ぎても第1次選考の結果が届かない場合、または第1次選考に合格した者で同日を過ぎても受験票が届かない場合は、すみやかに子ども療養支援協会宇都宮事務所に申し出ること。
- この場合、平成30年1月17日までに申し出がないときは、第1次選考に合格していても失格として取り扱う。
- （※2）平成30年1月28日を過ぎても第2次選考の結果が届かない場合、子ども療養支援協会宇都宮事務所に電話等により問い合わせることができる。
- 可否の別以外の選考結果及び理由は開示しません。

10 受講開始時期

平成30年4月1日（ただし、講義開始は4月中旬）

11 受講手続きの際に納付する経費等

受講料 500,000 円

12 注意事項

- (1) 出願書類受理後は、記載事項の変更を認めない。また、検定料の払戻しは行わない。
- (2) 提出された出願書類に不備があっても、当協会から連絡はしない。ただし、募集期間内に限り追完を認めるので、不備があるときは、その旨明記して書類等を追完すること。
- (3) 提出済みの出願書類に不備があるかどうかの問い合わせには応じない。

- (4) 出願書類に所定の用紙が指定されている場合は、指定されている用紙を使用すること。指定されていない用紙を使用した場合は、出願書類の不備として取扱う。
- (5) 出願書類はホッチキスで綴じたりしないこと。ただし、あらかじめ綴じられている書類（証明書等）については、そのまま提出すること。
- (6) 志望動機（履歴書(2)）または小論文のいずれかを提出しない者、推薦状を1通しか提出しない者が見受けられるので、特に注意すること。
- (7) 出願書類に不備があるときは、失格となる。
- (8) 出願書類は原則として返却しない。

13 問い合わせについて

この募集要項に記載事項に関する質問、出願書類の記載・作成方法、諸証明書の取得方法、出願資格の有無など応募に関する問い合わせにはお答えできません。

この募集要項及び子ども療養支援協会のホームページ (<http://kodomoryoyoshien.jp>) をよく参照して下さい。

特定非営利活動法人子ども療養支援協会

kodomoryoyoshien@yahoo.co.jp

協会に関すること、子ども療養支援士に関すること、養成コースの内容に関すること、協会の活動に関してご質問がある場合は、Eメール (kodomoryoyoshien@yahoo.co.jp) により本部あてにお問い合わせ下さい。(回答にお時間をいただく場合がありますが、予めご了承下さい)

■宇都宮事務所

〒320-0811 宇都宮市大通り2丁目3番1号井門宇都宮ビル2階
のぞみ法律事務所内

TEL 028-632-0243 FAX 028-637-7564

受験番号	※ 第	号
------	-----	---

※欄は記入しないこと。

(平成30年度子ども療養支援士養成コース)

履歴書(1)

ふりがな 氏名 年 月 日生	<u>写真貼付欄</u> 最近3カ月以内に撮影した写真（正面上半身脱帽）を貼ること。 （タテ4cm×ヨコ3cm）
----------------------------------	--

学 歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
職 歴 （欄が不足するときは適宜別紙を用いて下さい）	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

(注) 学歴・職歴の欄には、出願時の身分がはっきりするように記入すること。

履歴書(2)

志望の動機 (600～800字で記入すること)

(注) 履歴書(1)と(2)をホッチキスで止めたりせず、順番に並べてそのまま提出すること。

受験検定料振込み控え

氏名

銀行振込み控えをここに貼付すること

1. 氏名を記入すること。
2. 送付された銀行振込み控えは返却しないので、必要であればコピーをとっておくこと。